

令和6年 第10回

高砂市農業委員会議事録

○開催日程

日 時 令和6年10月25日(金) 10時00分
場 所 南庁舎2階 会議室2

○提出議題（18件）

高農議第32号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議のこと（2）
報告第34号 青年等就農計画の認定に係る意見書の専決処理報告のこと（1）
報告第35号 農地法第3条の3第1項の規定による届出のこと（1）
報告第36号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理
報告のこと（4）

○出席委員（14名）

1 番	大濱 正則	2 番	北野 保夫
3 番	本庄 捨伸	4 番	北野 益生
5 番	前橋 瑞紀	6 番	野村 富夫
7 番	北原 知子	8 番	駒井 隆彦
9 番	長谷川 巧	10 番	松本 慶一
11 番	松本 眞実子	12 番	芦谷 博務
13 番	杉田 住夫	14 番	宮下 多恵子

○欠席委員（0名）

--	--	--	--

○出席事務局職員（3名）

事務局	事務局長	西田 幸生
〃	主 幹	鵜鷹 一成
〃	事務吏員	吉田 美紅

○出席市長部局（1名）

産業振興課	副主幹	尾塩 昌昭
-------	-----	-------

議 事 内 容

事務局

皆さん、おはようございます。第10回高砂市農業委員会総会を開催させていただきます。本日は、全員の出席で総会は成立しております。本日提案させていただきます議案でございますが、高農議第32号の2件、報告第34号～報告第36号の6件、併せて8件でございます。議事進行につきましては、会長にお願いいたします。

議 長

皆さん、おはようございます。（時候の挨拶）それでは第10回高砂市農業委員会総会を始めます。議事に入る前に、本日の議事録の署名委員を指名順により9番 長谷川委員、及び 10番 松本委員よりお願いいたします。

それでは、議案書に基づき進めてまいります。

高農議第32号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議のことを議題」を議題といたします。

事務局説明願います。

事務局

高農議第32号は、農地法第5条第1項の許可申請審議のことについてでございます。

（高農議第32号1番を読み上げる）

別添調査書のとおり、農地法第5条第2項各号には該当しません。以上のことから、許可要件を満たしていると考えます。

議 長

■番

事務局の説明が終わりましたので、小委員会の補足説明をお願いします。

4～5年前までは管理をしていましたが、高齢になり地元を離れたため管理ができず耕作放棄地になっていました。申請地はA地区でまちづくりの協定内の沿道利便商業地区であり、転用するにはまちづくり協議会への届出・許可が必要になります。それには条件があり、建売住宅または建つことが決まっておれば許可がされます。今回の申請は、建売住宅を建設するため、条件は満たされています。

農地転用の経緯としては、高齢で農業経営が困難になっていたところ、譲受人が住宅を建てられる土地を探しており、双方の意見が合致し購入する流れになりました。

議 長

事務局

以上のことから、許可要件を満たしていると考えます。

1番の説明が終わりましたので、2番について事務局説明願います。

（高農議第32号2番を読み上げる）

別添調査書のとおり、農地法第5条第2項各号には該当しません。以上のことから、許可要件を満たしていると考えます。

議 長

■番

事務局の説明が終わりましたので、小委員会の補足説明をお願いします。

譲受人は仕事の都合で他市に住んでおりましたが、結婚し子どもが生まれるため、地元に帰るという事です。近くの土地や借家も検討しましたが、家賃を払うことを考えると、実家の土地に自宅を建てることに決めました。

事務局

南側が申請者の父の自宅、北側が申請者の兄の自宅です。排水計画は兄の敷地を通して北側の水路に流す計画となっておりますが、業者に確認したところ兄の承諾を得ており問題ないと回答をいただいています。

■番

事務局
議長
■番
事務局

議長
各委員
議長

事務局

議長
■番

事務局

■番
事務局
議長
各委員
議長

事務局

議長
各委員
議長

事務局

議長
各委員
議長

東側にも水路がありますよね。

水利から北側に流すように言われたそうです。

この件についてご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。

農家住宅を建てられるということですか。

一般住宅です。南と北に父と兄の自宅があり、その間に申請者が自宅を建てる予定です。

他にご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議の声がありませんので高農議第32号は承認されました。

続きまして報告第34号「青年等就農計画の認定に係る意見書の専決処理報告のこと」を報告いたします。事務局、説明願います。

報告第34号は青年等就農計画の認定に係る意見書の専決処理報告のことです。

(報告第34号を読み上げる)

事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等がありますか。

今は5反ほど借りていて、最終的には10反ほどの耕作を予定していますが、作業するのは申請者一人だが、管理はしていけるのですか。もし農業ができなくなってしまうたら、どのような対応になりますか。

普及センターが指導を行います。手に負えないような状態にはならないように指導していきます。

市は関わらないのですか。

市も普及センターとともにサポートしていきます。

他にご質問ございませんか。

なし

続きまして報告第35号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」を報告いたします。事務局、説明願います。

報告第35号は農地法第3条の3第1項の規定による届出で、1件ございます。

(報告第35号を読み上げる)

事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等がありますか。

なし

続きまして報告第36号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理報告のこと」を報告いたします。事務局、説明願います。

農地法第5条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理報告のことで、4件ございます。

(報告第36号、1～4番を読み上げる)

事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等がありますか。

なし

以上を持ちまして本日の総会に付託されました議案はすべて終了いたしました。

た。ご承認いただきましてありがとうございます。

(以 上)

終了時刻 午前10時30分

議事録署名委員

長谷川 巧 委員

松本 慶一 委員